

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第14号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年7月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「又は」を「若しくは」に、「行っている者」を「行った者」に改め、同号ア中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、「された区域」の次に「（檜葉町の一部）」を加え、「平成26年（平成27年7月）」を「平成27年（平成28年7月）」に、「平成25年」を「平成26年」に、「平成27年9月30日」を「平成28年9月30日」に改め、同項第13号及び第14号を削り、同項第12号中「しているため」を「していたため」に、「行っていること。」を「行った者であって、上位所得層に該当しない世帯に属するもの」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「なっていること」を「なっていたこと」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による、避難指示解除準備区域に属する世帯であって、平成26年度以前に指定が解除された区域の上位所得層に該当しない世帯に属するもの

第3条第4号中「前条第1項第9号から第14号」を「前条第1項第9号

から第13号」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。